

2025年9月

お客様 各位

外国送金に関するお願い

但馬信用金庫（以下「当金庫」といいます。）では、金融サービスを悪用するあらゆる金融犯罪への対策に取り組んでおります。テロ組織等への資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持するため、外国送金をお取り扱いする際、法令等に基づき、お取引の目的等をお伺いさせていただくほか、お客様にご説明や資料のご提示をお願いしております。また、確認させていただいた内容によってはお手続きをお断りさせていただく場合もございますので、予めご了承ください。

お客様にはお手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

	個人のお客様	法人のお客様
お取扱いができない 主な取引	・「現金」によるお取引 ・当金庫とお取引のないお客様からのご依頼 ・外貨両替商、資金移動サービス業者、暗号資産（仮想通貨）交換業者、オンラインカジノ業者等が関与するお取引 ・真の送金依頼人、受取人として疑義が生じるお取引 ・経済制裁規制に関連するお取引 ・日本および諸外国の外国為替関連法規に関連するお取引	
お伺いする主な事項	・職業、年齢、収入等 ・送金目的 ・送金受取人とのご関係 ・送金原資 等	・事業内容 ・送金概要（商品・仕向地・原産地 等） ・送金受取人の事業概要等 ・商流（資金や商品の流れ 等） ・送金原資 等
ご提示いただく書類 の例	・送金原資がわかるもの 預金口座のお取引履歴でご確認できない場合は、通帳（他金融機関）や給与明細等、ご確認ができるもの ・送金受取人とのご関係を証明するもの 親族間のご送金の場合は戸籍謄本等、証明ができるもの ・送金受取人に関する情報 受取人の氏名・住所・口座番号、お取引銀行名・住所のわかるもの ・個人番号確認書類又は、法人番号確認書類 ・送金内容に関する書類 （請求書（INVOICE）、船荷証券（B/L）、原産地証明書、輸入許可証 等）	

ご相談の際は、お取引のある店舗へご来店ください。